

畳類公正競争規約作成連絡会 第22回 合同委員会 概要

日時：平成30年4月11日（水） 13：30～17：00

場所：農林水産省生産局第1会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会、全日本畳事業協同組合、全国畳材料卸商組合連合会、全国畳材商社会、全国畳産業振興会、全日本 ISO 畳振興協議会、全日本 JIS 畳床工業協同組合

オブザーバー 押出発泡ポリスチレン工業会、日本建築士会連合会、大建工業株式会社、日本繊維板工業会、消費者庁、経済産業省、農林水産省

昨年、議案審議まで至らなかった平成29年度臨時総会及び平成30年度総会について議論した。決定事項及び主な発言は以下のとおり。

○総会について

- ・平成30年6月18（月）の午後に行う。
- ・平成29年度と30年度の総会を同日で行うが、それぞれ時間を分け、資料も分ける。
- ・平成29年度通常総会は「流会」ではなく、「議案の採決に至らず」と記載する。

○総会で説明する内容について

- ・規約認定に向けた申請を一時停止し、畳仕様書の周知を行うこととなった経緯を説明すべきではないか。

○規約の認定に向けた申請の一時停止や今後の取組について

- ・規約の認定に向けた申請について、凍結する期間をどの様に決めるか。期間を決めないで凍結するのはおかしいのではないか。
- ・凍結期間は、連絡会会員への浸透度合いを確認しながらでよいのではないか。
- ・浸透度合いをアンケートで定期的に調べてはどうか。
- ・全日本畳事業協同組合（以下、全日畳）のアンケートでは「凍結」という結果であったが、連絡会を構成している1団体である全日畳の意見で連絡会全体の方向性を決めることが適切なのかという意見がある。
- ・全日畳としては「畳仕様書」の作成に取り組むが、規約（案）と畳仕様書は分けて対応すべきことであり、規約ありきで進めることはできないと考える。
- ・規約（案）で畳店から消費者に発行するとしているものが「畳仕様書」であるから、規約（案）と分けるのはおかしいのではないか。
- ・まず先に、連絡会会員への浸透を図るべきではないか。

○その他

- ・建築士の立場から、「畳仕様書」の様な表示のルールが浸透していけば、施主に説明しやすい。分かりやすい表示ルールが欲しい。
- ・第23回合同委員会で確認する総会資料については、事前に連絡会幹事に共有すること。